一括受電サービス料金表

〔九州〕

レジル株式会社

２０２６年１１月１日実施

１．対象となるお客さま

(1) この一括受電サービス料金表〔九州〕（以下「料金表」といいます。）は当社の一括受電サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）にもとづき、契約種別および料金を定めるものです。

(2) この料金表は、利用規約３（２１）で定める需要場所の所在地が九州のお客さまに適用します。

２．季節区分

この料金表における季節区分は、次の通りといたします。

(1) 夏季

毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

(2) その他季

夏季以外の期間をいいます。

３．契約種別

(1) この料金表における契約種別は、次の通りとします。ただし、当社との間で別途書面による合意をされたお客さまについては、特定単価契約その他これと異なる契約種別を適用することがあります。この場合の契約種別の詳細、料金の削減方法その他の契約条件については、当該合意の内容によるものとします。

需要場所の所在地	（低圧需要）			（高圧需要）
	【電灯需要】	【動力需要】	【おまとめ需要】	【高圧需要】
九州	RZ 従量電灯Ｂ〔九州〕	RZ 低圧電力〔九州〕	―	RZ 業務用電力Ａ〔九州〕
	RZ 従量電灯Ｃ〔九州〕	―	―	―

(2) (1)に定める契約種別（特定単価契約その他これと異なる契約種別を含みます）の料金は、需要場所のみなし小売電気事業者の該当する契約種別の料金が改定された場合、原則としてその改定内容に基づき、同様に料金を改定いたします。

４．九州の契約種別

(1) RZ 従量電灯Ｂ〔九州〕

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下に該当するものに適用いたします。

ロ　契約電流

(ｲ) 契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、(ﾛ) b の場合における契約電流は、４０アンペアとみなします。

(ﾛ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。

ただし、次の場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

a　お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合

b　お客さまの需要場所において、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けることが困難な特別の事情があると認められる場合

ハ　料　金

料金は、基本料金、電力量料金（別表７に定める燃料費等調整相当額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	４４１円６９銭
契約電流１５アンペア	６６２円５４銭
契約電流２０アンペア	８８３円３８銭
契約電流３０アンペア	１，３２５円０７銭
契約電流４０アンペア	１，７６６円７６銭
契約電流５０アンペア	２，２０８円４５銭
契約電流６０アンペア	２，６５０円１４銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。

１契約につき	３９７円５８銭

(2)　RZ 従量電灯 C〔九州〕

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上に該当するもの

に適用いたします。

ロ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約容量

(ｲ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表２〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表１〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

(ﾛ) お客さまが当社が承諾した契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(ｲ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３〔契約容量および契約電力の算定方法〕により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、原則として当社が承諾をしていない契約主開閉器を設置して契約電力を定めることはできません。

ニ　料　金

料金は、基本料金、電力量料金（別表７に定める燃料費等調整相当額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

(3) RZ 低圧電力〔九州〕

イ　適用範囲

動力を使用する需要に適用いたします。

ロ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

(ｲ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表２〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のａの係数を乗じてえた値の合計にｂの係数を乗じてえた値といたします。

ａ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ｂ　ａによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

(ﾛ)　お客さまが当社が承諾した契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(ｲ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３〔契約容量および契約電力の算定方法〕により算定された値といたします。なお、原則として当社が承諾をしていない契約主開閉器を設置して契約電力を定めることはできません。

ニ　料　金

料金は、基本料金、電力量料金（別表７に定める燃料費等調整相当額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。ただし、基本料金は、(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１６４円９２銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１７円３８銭	１５円６９銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表６〔加重平均力率の算定〕により加重平均してえた値が、８５パーセントを上回る場合（ハ(ﾛ)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を５パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、基本料金

を５パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては９０パーセント、取り付けてないものについては８０パーセント、電熱器については１００パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。

ホ　その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(4) RZ 業務用電力 A〔九州〕

イ　適用範囲

高圧で電気の配電を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

ロ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(ｲ) 本サービスの提供を受ける前に小売電気事業者から電気の供給を受けていた場合、各月の契約電力は原則として、当該小売電気事業者との契約電力と同値とし、契約期間を通じて契約電力は一定といたします。

(ﾛ) 当社が最大需要電力を計測する方法によって契約電力を定める場合は、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに本サービスの提供を受ける場合は、料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)によりがたい場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容を基準として当社が定めた契約電力とし、契約期間を通じて契約電力は一定といたします。

ニ　料　金

料金は、基本料金、電力量料金（別表７に定める燃料費等調整相当額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。ただし、基本料金は、(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，３４３円１９銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金

１キロワット時につき	１６円９８銭	１６円０５銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率は原則として１００パーセントとみなし、基本料金を１５パーセント割引いたします。

(5) 特定単価契約

イ　適用範囲

低圧または高圧の需要に該当するもののうち、お客さまと当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ　料　金

料金は、基本料金、電力量料金（別表７に定める燃料費等調整相当額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の合計といたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金の１月あたりの単価は、お客さまと当社との協議によって個別に定めます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、１キロワット時あたりの単価はお客さまと当社との協議によって個別に定めます。

５．標準設計基準

標準設計基準は、需要場所に応じ、みなし小売電気事業者が定める基準に準じます。

附　則

１．この料金表の実施期日

この料金表は、２０２６年１１月１日から実施いたします。

２．この料金表の実施にともなう経過措置

この料金表に定める料金の単価は、実施期日の属する算定期間以降の料金に適用するものとし、実施期日の前後で日割計算はいたしません。

別　表

１．契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅の場合、１差込口につき５０ボルトアンペア

(ﾛ) 住宅以外の場合、１差込口につき１００ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

２．負荷設備の入力換算容量

負荷設備の入力換算容量は、需要場所に応じ、みなし小売電気事業者が定める基準に準じます。

３．契約容量および契約電力の算定方法

この料金表４(2)RZ 従量電灯Ｃ〔九州〕ハ(ﾛ)、この料金表４(3)RZ 低圧電力〔九州〕ハ(ﾛ)の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（１００パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトといたします。

(2) 交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

４．使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が

計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前３月間の使用電力の使用量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が１０日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、利用規約４３（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{１００\text{パーセント} + \left(\pm\text{誤差率}\right)}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

５．日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額を日割りする場合

$$１\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ) RZ 従量電灯Ｂ〔九州〕、RZ 従量電灯Ｃ〔九州〕

$$\text{第１段階料金適用電力量} = １２０\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = １８０\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) (ｲ)によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 利用規約１９（料金の算定と通知）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、利用規約１６（検針日）(4)ロに該当する場合は、前回の検針結果を当該期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分して得た値により算定いたします。

(ﾛ) 利用規約１９（料金の算定と通知）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、RZ 低圧電力〔九州〕、RZ 業務用電力 A〔九州〕のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額を除きます。）を算定する場合

(ｲ) 利用規約１９（料金の算定と通知）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 利用規約１９（料金の算定と通知）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2)　本サービスの提供を開始し、または利用契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　本サービスの提供を開始した場合

開始日の直前の検針日から、利用開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　利用契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめ定めた日の前日

までの日数といたします。

(3)　本サービスの提供を開始し、または利用契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　本サービスの提供を開始した場合

そのお客さまの属する建物の検針日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　利用契約が消滅した場合

そのお客さまの属する建物の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(4)　本サービス提供停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、本サービスの提供を停止した日を含み、本サービスの提供を再開した日は含みません。また、停止日に本サービスの提供を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6．加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{㌔}\times\text{電熱器総容量} + 90\text{㌔}\times\text{力率}90\text{㌔の機器総容量} + 80\text{㌔}\times\text{力率}80\text{㌔の機器総容量}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

7．燃料費等調整

（低圧需要）

(1) 燃料費調整

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたし

ます。

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1，000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1，000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る検針期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る検針期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る検針期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る検針期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る検針期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る検針期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る検針期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る検針期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る検針期間等

毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る検針期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る検針期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る検針期間等

ニ　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整（低圧需要）

需要場所の所在地	α、βおよびγの値	基準単価（１キロワット時につき）	基準燃料価格
九州	α＝０．００５３ β＝０．１８６１ γ＝１．０７５７	１３銭６厘	２７，４００円

(2) 市場価格調整

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって 算定された値といたします。

なお、δ１および δ２の値は、付表のとおりといたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝全日単価×δ１＋昼間単価×δ２

全日単価＝各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価＝各平均市場価格算定期間における毎日午前６時から午後６時までの１キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格

なお、全日単価および昼間単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロワット時あたりの平均市場価格が付表の基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価＝（付表の基準市場価格－平均市場価格）×付表の調整係数

b　１キロワット時あたりの平均市場価格が付表の基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－付表の基準市場価格）×付表の調整係数

ハ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の４月の料金に係る検針期間等
毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の５月の料金に係る検針期間等
毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の６月の料金に係る検針期間等
毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の７月の料金に係る検針期間等
毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の８月の料金に係る検針期間等
毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の９月の料金に係る検針期間等
毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の１０月の料金に係る検針期間等
毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の１１月の料金に係る検針期間等
毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の１２月の料金に係る検針期間等
毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	翌年の１月の料金に係る検針期間等

毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の２月の料金に係る検針期間等
毎年１２月２１日から翌年１月２０日までの期間	翌年の３月の料金に係る検針期間等

ニ　調整係数

調整係数は、平均市場価格が１円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕市場価格調整（低圧需要）

需要場所の所在地	δ１およびδ２の値	調整係数（１キロワット時につき）	基準市場価格
九州	δ１＝０．４６２７ δ２＝０．５３７３	２８銭４厘	９円１４銭

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \left(\text{付表の離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}\right) \times \frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \left(\text{離島平均燃料価格} - \text{付表の離島基準燃料価格}\right) \times \frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る検針期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る検針期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る検針期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る検針期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る検針期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る検針期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る検針期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る検針期間等

毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る検針期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る検針期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る検針期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る検針期間等

ニ　離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整（低圧需要）

需要場所の所在地	α、βおよびγの値	離島基準単価（１キロワット時につき）	離島基準燃料価格
九州	α＝１．０００００ β＝０．０００００ γ＝０．０００００	０銭３厘	７９，３００円

(4) 燃料費等調整相当額

イ　燃料費等調整相当額の算定

低圧需要において、燃料費等調整相当額は、その１月の使用電力量に燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を合計した単価を適用して算定いたします。ただし、燃料費調整単価にあっては(1)ロ a、市場価格調整単価にあっては(2)ロ a、離島ユニバーサルサービス調整単価にあっては(3)ロ a を適用した場合の当該単価は負の値として算定します。

ロ　燃料費等調整相当額のお知らせ

当社は、イによって算定された燃料費等調整相当額をお知らせいたします。

（高圧需要）

(1) 燃料費調整

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1，000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1，000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間

毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整（高圧需要）

需要場所の所在地	α、βおよびγの値	基準単価（１キロワット時につき）	基準燃料価格
九州	α＝０．００２８ β＝０．１８１９ γ＝１．０８６３	９銭８厘	４６，１００円

(2) 市場価格調整

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって 算定された値といたします。

なお、δ１および δ２の値は、付表のとおりといたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝全日単価×δ１＋昼間単価×δ２

全日単価＝各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価＝各平均市場価格算定期間における毎日午前６時から午後６時までの１キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格

なお、全日単価および昼間単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロワット時あたりの平均市場価格が付表の基準市場価格を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = \left(\text{付表の基準市場価格} - \text{平均市場価格}\right) \times \text{付表の調整係数}$$

b　１キロワット時あたりの平均市場価格が付表の基準市場価格を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = \left(\text{平均市場価格} - \text{付表の基準市場価格}\right) \times \text{付表の調整係数}$$

ハ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間

毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１２月２１日から翌年１月２０日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

ニ　調整係数　調整係数は、平均市場価格が１円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕市場価格調整（高圧需要）

需要場所の所在地	δ１およびδ２の値	調整係数（１キロワット時につき）	基準市場価格
九州	δ１＝０．４６２７ δ２＝０．５３７３	２８銭４厘	８円２２銭

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{付表の離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{離島平均燃料価格}-\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間

毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整（高圧需要）

需要場所の所在地	α、βおよびγの値	離島基準単価（１キロワット時につき）	離島基準燃料価格
九州	α＝１．０００００ β＝０．０００００ γ＝０．０００００	０銭３厘	７９，３００円

(4) 燃料費等調整相当額

イ　燃料費等調整相当額の算定

高圧需要において、燃料費等調整相当額は、その１月の使用電力量に燃料費調整単価、市場価

格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を合計した単価を適用して算定いたします。ただし、燃料費調整単価にあっては(1)ロ a、市場価格調整単価にあっては(2)ロ a、離島ユニバーサルサービス調整単価にあっては(3)ロ a を適用した場合の当該単価は負の値として算定します。

ロ　燃料費等調整相当額のお知らせ

当社は、イによって算定された燃料費等調整相当額をお知らせいたします。